（解体等工事に係る説明の事項）

第十六条の七　法第十八条の十七第一項前段の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　調査を終了した年月日

二　調査の方法

三　調査の結果

（特定工事に係る説明の事項）

第十六条の八　法第十八条の十七第一項後段の環境省令で定める事項は、第十条の四第二項各号に掲げる事項とする。

（解体等工事に係る掲示の方法）

第十六条の九　法第十八条の十七第四項の規定による掲示は、掲示板を設けることにより行うものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

第十六条の十　法第十八条の十七第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十八条の十七第一項又は第三項の規定による調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　調査を終了した年月日

三　調査の方法

四　解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

別表第七の一の項の下欄ロ中「作業場」の下に「及び前室」を加え、同欄中ニをチとし、ハをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ト　ハ、ニ及びヘの確認をした年月日、確認の方法、確認の結果並びに確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存すること。

別表第七の一の項下欄ロの次に次のように加える。

ハ　イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

ニ　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

別表第七の四の項下欄イ中「イからニまで」を「イからチまで」に改める。

様式第三の四を次のように改める。

様式第３の４

特定粉じん排出等作業実施届出書

年　月　日

都道府県知事
市　長　殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　印
電話番号

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第１項（第２項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	（特定工事の名称）
特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第７ １の項　建築物等の解体作業（次項又は３の項を除く） ２の項　建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） ３の項　特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 ４の項　改造・補修作業
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自　年　月　日 至　年　月　日
特定建築材料の種類	１　吹付け石綿 ２　石綿を含有する断熱材 ３　石綿を含有する保温材 ４　石綿を含有する耐火被覆材
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。
特定建築材料の使用面積	㎡
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積　㎡（　階建） その他工作物
参考事項	特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

※整理番号	
※受理年月日	
※審査結果	
※備考	

電話番号

電話番号